

令和7年度 学校徴収金基本計画書

1	学校徴収金の種類	第1学年積立金会計(令和7年度生)	
		第2学年積立金会計(令和6年度生)	
		第3学年積立金会計(令和5年度生)	
		第4学年積立金会計(令和4年度生)	
		生徒会会計	
		家庭科会計(ファッション造形基礎・フードデザイン・和裁履修者のみ)	
		伝統工芸会計(履修者のみ)	
2	徴収目的	各学年積立金会計	学習活動(校外学習及び修学旅行を含む)及び進路活動等に必要な経費を保護者から事前に預かることにより、保護者が教材等を購入する際の利便性を確保し、学校生活においてより充実した活動を行えるようにするため。
		生徒会会計	民主的社会人としての資質を養い、会員相互の親睦を図り、高校生活の意義を高めることを目的とした本校生徒会則を实践し、生徒会においてより充実した活動を行えるようにするため。
		フードデザイン・ファッション造形基礎実習費 和裁実習費 (履修者のみ)	実習に必要な材料の購入を円滑に行うことを目的とするとともに、積立金から支出することによって、履修していない生徒との積立金残金に大きな開きが生じてしまうことにも配慮するため。
		伝統工芸実習費 (履修者のみ)	
3	徴収金額	第1学年積立金会計	年80,000円(入学時30,000円、@10,000×6回)
		第2学年積立金会計	年60,000円(@10,000×6回)
		第3学年積立金会計	繰越額により個別に徴収
		第4学年積立金会計	繰越額により個別に徴収
		生徒会会計	年2,500円
		実習教材費(フードデザイン履修者のみ)	年6,000円(窓口徴収)※給付型奨学金認定者は免除
		実習教材費(ファッション造形基礎実習費)	年6,000円(窓口徴収)※給付型奨学金認定者は免除
		実習教材費(和裁実習費)	年6,000円(窓口徴収)※給付型奨学金認定者は免除
		実習教材費(伝統工芸履修者のみ)	年6,000円(窓口徴収)※給付型奨学金認定者は免除
4	徴収方法	方法	ゆうちょ銀行口座からの引落
		回数	第1学年及び第2学年は、5月から10月までの計6回、毎月末日(月末が土・日・祝日の場合は前営業日)に口座振替。
		窓口徴収	・ファッション造形基礎履修者:ファッション造形基礎実習費 ・フードデザイン履修者:フードデザイン実習費 ・和裁履修者:和裁実習費 ・伝統工芸履修者:伝統工芸実習費